

年収の壁・支援強化パッケージにおける

E B P Mの実施について

小野 雅世

東京大学公共政策大学院

経済政策コース二年

2024年3月27日

## 目次

1.	はじめに.....	1
2.	現状と政策の概要 .....	1
2. 1.	年収の壁の実情 .....	2
2. 2.	働き控えの実情 .....	2
2. 3.	年収の壁・支援強化パッケージの概要 .....	4
3.	6つの視点から見た評価 .....	5
3. 1.	政策目的の設定：○.....	6
3. 2.	政策の体系化：△ .....	6
3. 3.	アウトカム指標の選択：評価不可 .....	8
3. 4.	アウトカム指標の水準：評価不可 .....	9
3. 5.	政策効果の把握（インパクト評価）：評価不可 .....	10
3. 6.	実績への政策の貢献：評価不可 .....	10
4.	議論の過程 .....	10
5.	他の選択肢 .....	13
5. 1.	第3号被保険者制度の見直し .....	13

5. 2. 保険料を累進制にする .....	14
3. 結論 .....	14
参考文献 .....	16

## 1. はじめに

「年収の壁」という言葉は広く社会で耳にすることがあり、社会問題として注目を浴びている。

現行の保険制度においては、年収が106万円以上で厚生年金・健康保険の保険料負担が生じる。そして、年収が130万円以上になると、国民年金・国民年金健康保険の保険料負担が発生し始める。これらの負担を避けるために、特にパートやアルバイトとして就業している既婚者女性が106万円と130万円のそれぞれの手前で所得が収まるように就業調整を行っており、これがいわゆる「年収の壁」問題として表れている。なお、実際には103万円から所得税がかかり始め、近藤（2023）でみられた一番大きな壁は103万円地点であった。これについては、2章にて説明する。

この対応策として令和5年10月より「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始されたことから、近年特に年収の壁が課題視されていることが伺える。

本稿では、年収の壁・支援強化パッケージが適切な根拠に基づき設計されているのかについて検証を行う。また、政策の設計にまつわる議論がどのような過程を経て進められてきたのかについても確認する。まず2章で、有配偶者女性の年収と働き控えの現状を図を用いて確認する。また、年収の壁・支援強化パッケージで106万円の壁と130万円の壁毎にどのような支援を行っているのかについて説明する。3章では、岩本（2020）にて提唱された6つの視点を参考に、年収の壁・支援強化パッケージが根拠に基づいた政策になっているかを検証する。なお、年収の壁・支援強化パッケージは2023年10月より開始された施策であるため、行政事業レビューを入手して評価を行うことができなかった。そのため、4章にて2023年2月から9月にかけての報道資料などを参考に、どのような議論を経て施策が設計されたかを調査することで評価を補完した。最後に、5章にて、代替案の提言を行う。現行の施策は助成金を多く必要とする設計になっているため、助成金に頼らない方法として、第3号被保険者制度の見直しと、保険料を累進制にすることの2つを代替案として提示し、議論する。

## 2. 現状と政策の概要

本章では、有配偶者女性の所得分布をみて、実際に年収の壁が存在していることを確認する。また、男女総数と女性総数に比較し、より多くの有配偶者女性が就業調整を行って

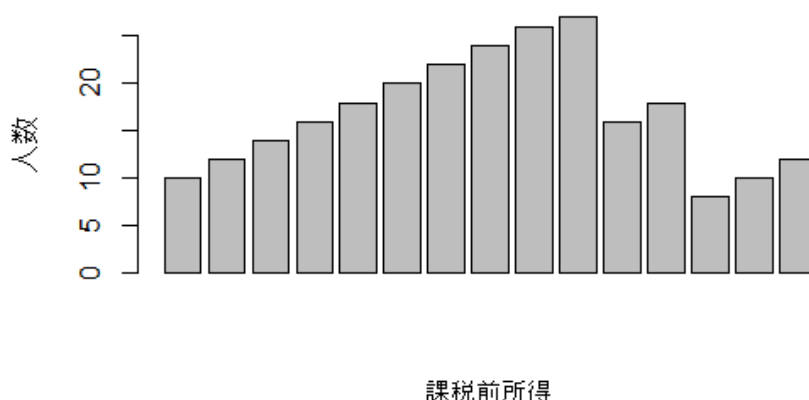
いることを就業構造基本調査のデータと共に見る。そして、現状について議論したのちに、どのような対応策が制度として開始されたのかを確認する。

## 2. 1. 年収の壁の実情

上述したように、とくに既婚者女性の層において、主に年収の106万円と130万円付近で就業調整が多く行われていると言われている。

近藤（2023）では、16市町村の2018～22年の住民税課税記録を用いて、有配偶者女性の給与収入の分布を図で表している。その図において、103万円（所得税がかかり始める金額）と130万円に壁が見られた。近藤（2023）を基に作成したイメージ図が図1である。

図1 年収の壁イメージ図



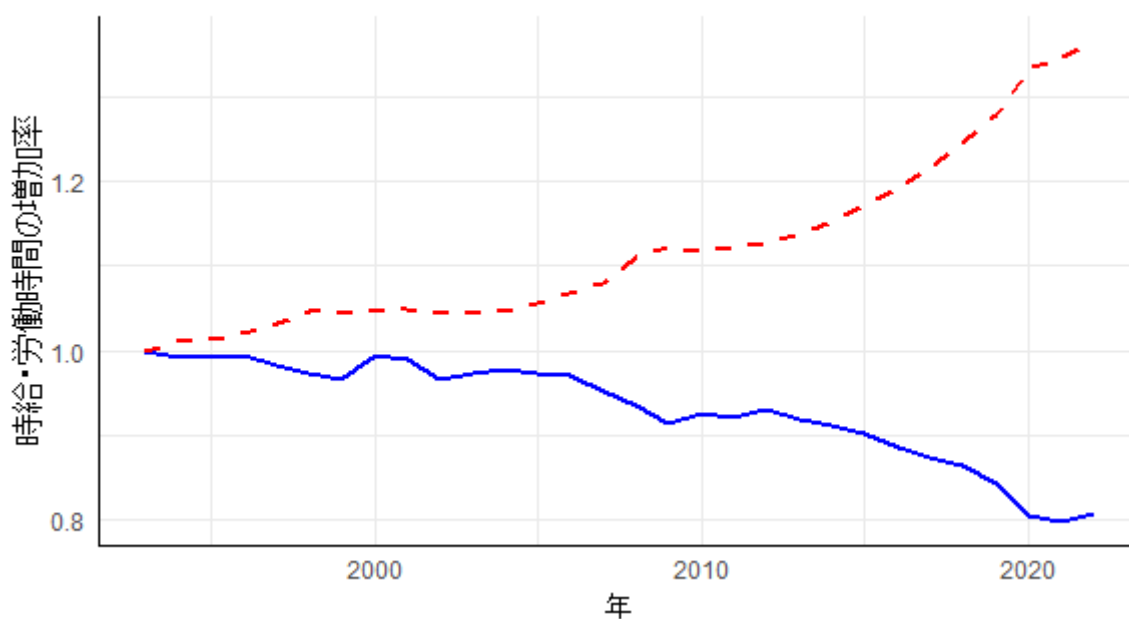
出所 近藤（2023）を参考に筆者作成

## 2. 2. 働き控えの実情

2章1節で明らかになったように、有配偶者女性について、年収の壁は存在している。それでは、この壁は労働者がさらに働くことが可能であるのにあえて就業調整を行った結果生じたものなのだろうか。ここまで述べてきたように、とくに既婚者でパートタイマーとして働いている女性は、年収が一定以上の額を超えないように労働時間を調整していると言われている。実際に、風間（2023）によると近年は非正規雇用労働者の時給が増加傾向にあるが、それに反して労働時間は減少トレンドを辿っている。図2では、厚生労働

省「毎月勤労統計調査」を用いて、1993年を1として時給（パートタイム労働者の現金給与総額指数を総実労働時間で除したもの）の増加率を赤の破線で表し、労働時間（パートタイム労働者の総実労働時間指数）を青の実線で示している。図2で用いているのは既婚者女性に限らないが、パートタイム労働者は時給の増加に反して労働時間を減少させていることが分かる。

図2 時給と労働時間

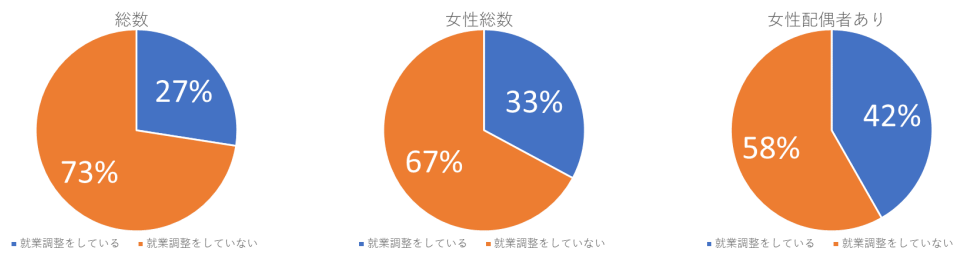


出所 風間（2023）を基に毎月勤労統計調査を用いて筆者作成

また、風間（2023）によると、配偶者がいる女性で年収が50～149万円の層では、半数以上が就業調整を行っている。実際に総務省による令和4年就業構造基本調査の就業調整の有無をみると、図3と図4の結果が得られた。

図3では、男女総数、女性総数、配偶者ありの女性の3項目について、それぞれの就業調整の有無の割合を示している。配偶者のある女性は、他の項目と比較して就業調整をしている割合が高くなっていることが分かる。

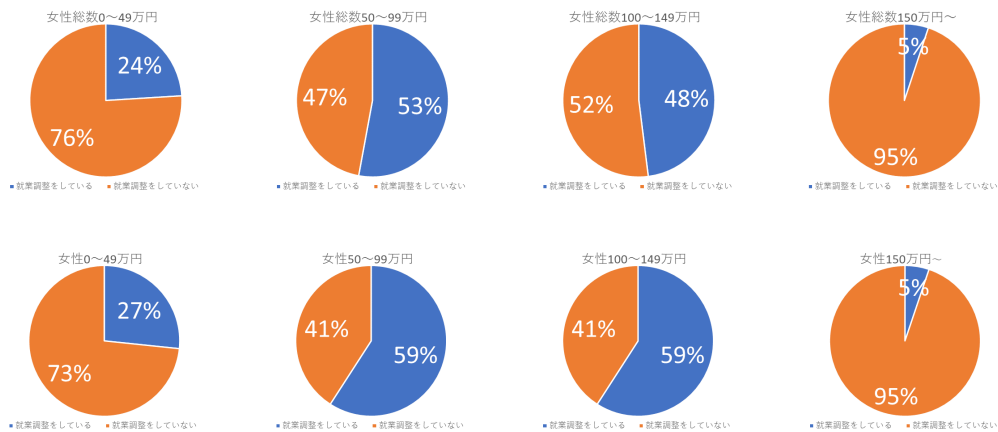
図3 全所得層の就業調整の有無



出所 総務省「令和4年就業構造基本調査」より筆者作成

次に図4では、女性総数と配偶者ありの女性について、所得層ごとに考察する。

図4 所得階層ごとの就業調整の有無



出所 総務省「令和4年就業構造基本調査」より筆者作成

女性総数と配偶者ありの女性で共通して、50～99万円の所得者層では、半数以上が就業調整を行っている。また、100～149万円の層についても、女性総数で半分近くが、そして配偶者ありの女性では50～99万円と同程度の割合で就業調整が行われている。図4でみられるように、149万円以下では、女性総数と比較し配偶者ありの女性ではより多くの割合の人々が就業調整を行っていることが分かる。

## 2. 3. 年収の壁・支援強化パッケージの概要

それでは、年収の壁への対策がどのような政策であるかについて説明する。年収の壁・支援強化パッケージは、2023年の10月から開始された。現在の保険制度では、年収が

106万円を超えると厚生年金・健康保険に加入する必要があるため保険料負担が発生し、さらに130万円を超えると国民年金・国民健康保険に加入するため保険料を支払わなければならない。本政策は、106万円と130万円の壁それぞれについて対応策を講じた設計となっている。以下で、年収の壁・支援強化パッケージの具体的な内容を説明する。

まず、106万円の壁に対しては、(1) およそ社会保険料に相当する、賃金の15%以上を労働者に追加支給した、または(2) 所定労働時間の延長を行った企業に対し、労働者1人あたり最大50万円の支援を行うこととしている。すなわち、企業に対して(1)の場合は社会保険適用促進手当を、(2)の場合はキャリアアップ助成金を支払うことで、間接的に労働者の賃金の額面が106万円以下の時と比較して下がらなくなるよう措置を講じている。

そして、130万円の壁に対しては、事業主の証明による扶養者認定の円滑化を行っている。これにより、繁忙期に労働時間が延長し収入が一時的に上昇した際、事業主がその旨を証明することで引き続きの扶養者認定を可能になった。厚生労働省によると、本政策は人手不足への対応を念頭に置いている。そのため、とくに繁忙期において、就業調整を行わずに労働時間を延長することを可能にしている。

### 3. 6つの視点から見た評価

ここから、岩本(2020)にて提唱されている政策目的の設定、政策の体系化、アウトカム指標の選択、アウトカム目標の水準、政策効果の把握、実績への政策の貢献の6つの視点に基づき、年収の壁・支援強化パッケージが根拠に基づいた政策になっているのかを検証する。年収の壁・支援強化パッケージに対する6つの視点についての評価は、表1に示してあるとおり、①政策目的の設定が十分に行われており、②政策の体系化も106万円を基準にした点について議論の余地があるものの整理されていた。そして③アウトカム指標の選択、④アウトカム目標の水準、⑤政策効果の把握、⑥実績への政策の貢献の4点については評価を行うことができなかった。

表1の評価では、各視点を確認できた場合に“○”を、確認できたが懸念点がある場合に“△”を、視点を確認する手段がなく評価が不可能であった場合は“—”をあてはめている。



表1 6つの視点から見た評価

	評価	コメント
1. 政策目的の設定	○	明確に述べられている。
2. 政策の体系化	△	106万円の壁と130万円の壁に分けて整備されている。 106万円の正当性について疑問が残る。
3. アウトカム指標の選択	—	行政事業レビューが未発表のため不明。 106万円、130万円周辺の所得分布で確認できるのではないか。
4. アウトカム目標の水準	—	行政事業レビューが未発表のため不明。 所得分布に段差がなくなることを目指すべきではないか。
5. 政策効果の把握 (インパクト評価)	—	行政事業レビューが未発表のため不明。
6. 実績への政策の貢献	—	行政事業レビューが未発表のため不明。

出典 筆者作成

1つ目と2つ目の項目は、厚生労働省により公開されている資料に基づき評価を行った。しかし、本政策は2023年10月より開始されたため、2024年1月現在では行政事業レビューは発刊されておらず、3～6つ目の項目についての正確な評価を行うことができなかった。従って、3～6つ目の項目については、本章では評価を行わず、どのような評価方法を採用すべきかの提言に代える。

以下より、それぞれの項目について個別に説明を行う。

### 3. 1. 政策目的の設定：○

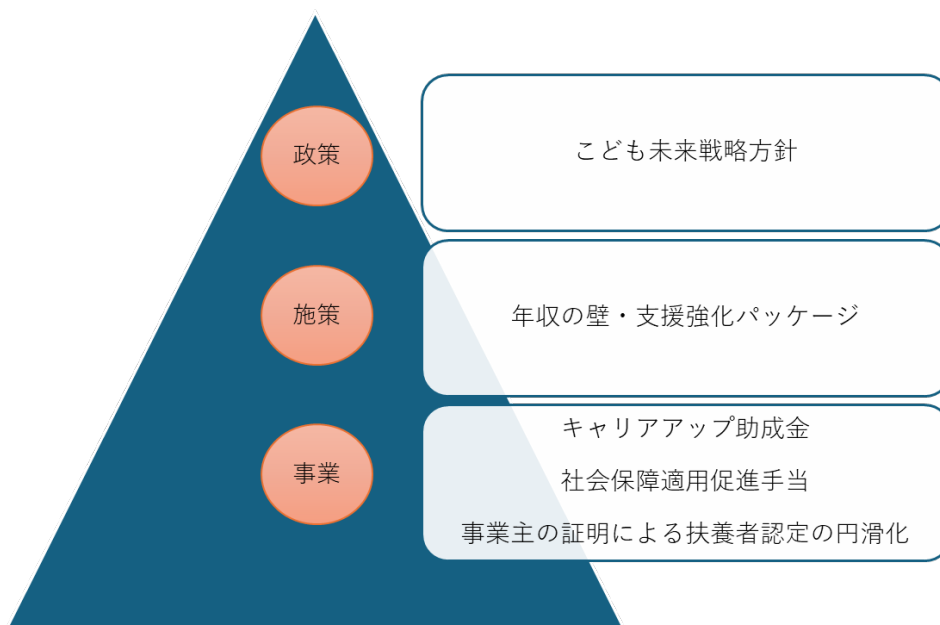
厚生労働省ホームページには、「人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が『年収の壁』を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組みます。」と明記されており、これが政策目的であることが伺える。このことから、政策目的は十分にはっきりと記されていた。

### 3. 2. 政策の体系化：△

政策の体系を掴むにあたり、まず政策の全体像を確認する。図5で示す通り、本制度

は、「こども未来戦略方針」の政策の下、年収の壁・支援強化パッケージという施策として打ち出されている。具体的な事業にはキャリアアップ助成金、社会保険適用促進手当、事業主の証明による扶養者認定の円滑化といった3つがある。

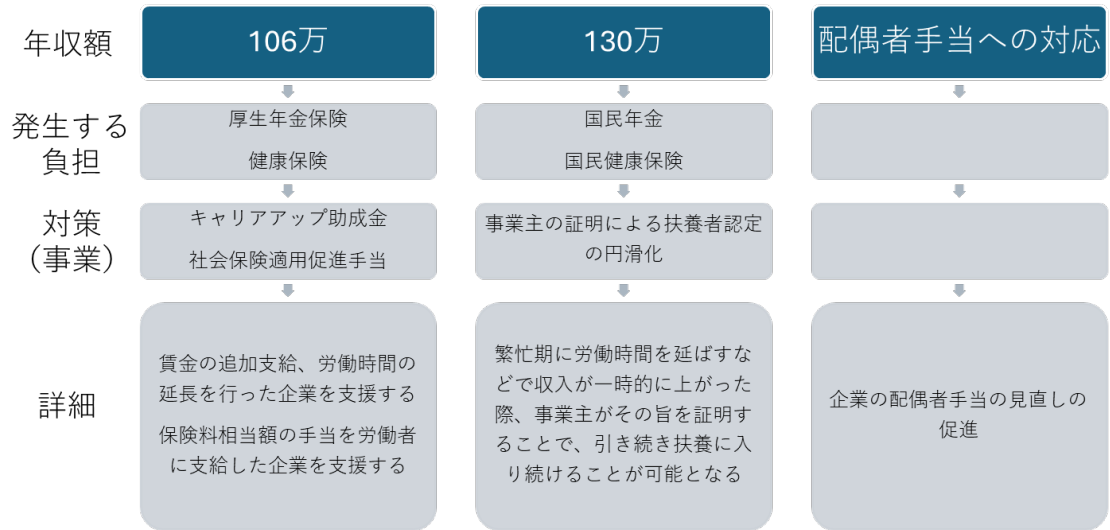
図5 政策の全体像



出所 厚生労働省-a.”年収の壁・支援強化パッケージ”より筆者作成

次に、年収の壁・支援強化パッケージがどのように体系づけられているのかをあらためて確認する。本政策は図6のように表すことができ、体系づけて設計されていることが分かる。106万円と130万円に分け、それぞれ個別の事業が展開されている。また、106万円と130万円の枠組みとは別に、企業が配偶者を持つ労働者に対して支給する配偶者手当への対応も行っている。雇用主にも、年収の壁が深刻な人手不足に繋がるという身近な問題であることを認識してもらい、労働者が106万円や130万円を超えた収入を得ることになった際に手取り賃金の目減りを防ぐ配偶者手当について再検討し、手当を強化するよう働きかけている。

図6 年収の壁・支援強化パッケージの体系



出所 厚生労働省-「a.」年収の壁・支援強化パッケージ”より筆者作成

なお、この体系づけには問題点が残る。本政策では、106万円と130万円の2つのみを壁として設定している。しかし、本稿の2章2節で述べたように、近藤（2023）によれば、一番大きな年収の壁は103万円である。もちろん、年金・健康保険の保険料の設計上、106万円と130万円を境に手取り賃金が目減りし、年収の壁の要因になっていることは自明であり、年収の壁打開策を案じた際に着目されることは納得のいくものである。しかし、本政策の目的である「短時間労働者が『年収の壁』を意識せず働くことができる環境づくり」を実現するためには、103万円の壁への対応も必要であろう。

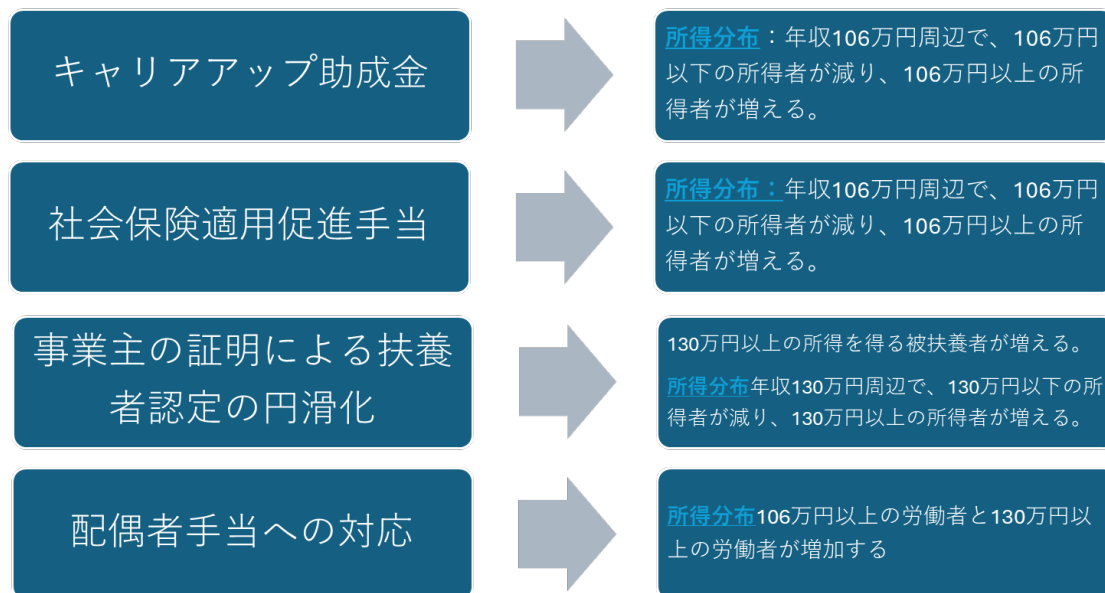
### 3. 3. アウトカム指標の選択：評価不可

繰り返しとなるが、本事業は令和5年10月に開始されたため、本事業についての行政事業レビューがない。したがって、公的に設定されたアウトカム指標を確認することは現時点で不可能である。

そのうえで、(1) 政策によって影響を受け、政策の効果を示し、(2) 政策目的に結び付き、(3) できる限り客観的数値として計測が可能だと考えられるアウトカム指標を独自に挙げると、図7のとおりである。すなわち、キャリアアップ助成金、社会保険適用促進手当、配偶者手当への対応については所得分布を、事業主の証明による扶養者認定の円滑

化には 130 万円以上の所得を得る被扶養者の増加と所得分布をそれぞれアウトカム指標に据える方法が考えられる。

図7 アウトカム指標



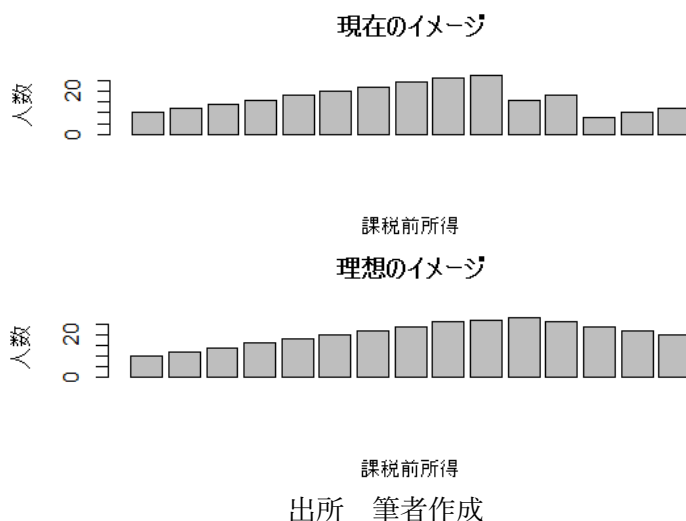
出所 筆者作成

### 3. 4. アウトカム指標の水準：評価不可

前節にて全ての事業の評価指標に所得分布を挙げたが、本節では所得分布がどの水準に至ることを目標にすべきかについて議論する。

すでに2章の図1にて示したように、103万円と130万円を境に所得者の人数が劇的に減少し、所得分布を表すグラフに階段のような形状が生じており、これが現在の所得分布の特徴となっている。短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりの実現を目指すためには、とくに年収の壁が顕著になっている配偶者のいる女性の所得をグラフ化した際に、図8の「理想のイメージ」のように、その形状が滑らかになる状態を達成すべき水準として設定することが考えられる。

図8 所得分布の理想の水準



### 3. 5. 政策効果の把握（インパクト評価）：評価不可

政策効果は、所得のマイクロデータを活用し、所得の分布を調べることから比較的簡単に考察できると考えられる。図8のようなグラフを作成し、政策の効果について分析すべきである。

### 3. 6. 実績への政策の貢献：評価不可

配偶者のある女性の所得分布とその変化に影響を与えている要因は、年収の壁・支援強化パッケージのほかにも複数考えられる。たとえば、風間（2023）で年収の壁の原因として挙げられている住民税・所得税・配偶者特別控除などの制度が考えられる。今後これらの制度内容が変化するのであれば、年収の壁・支援強化パッケージ以外の要因が年収の壁の瓦解に貢献している可能性があることを念頭に置き評価を行うべきである。

## 4. 議論の過程

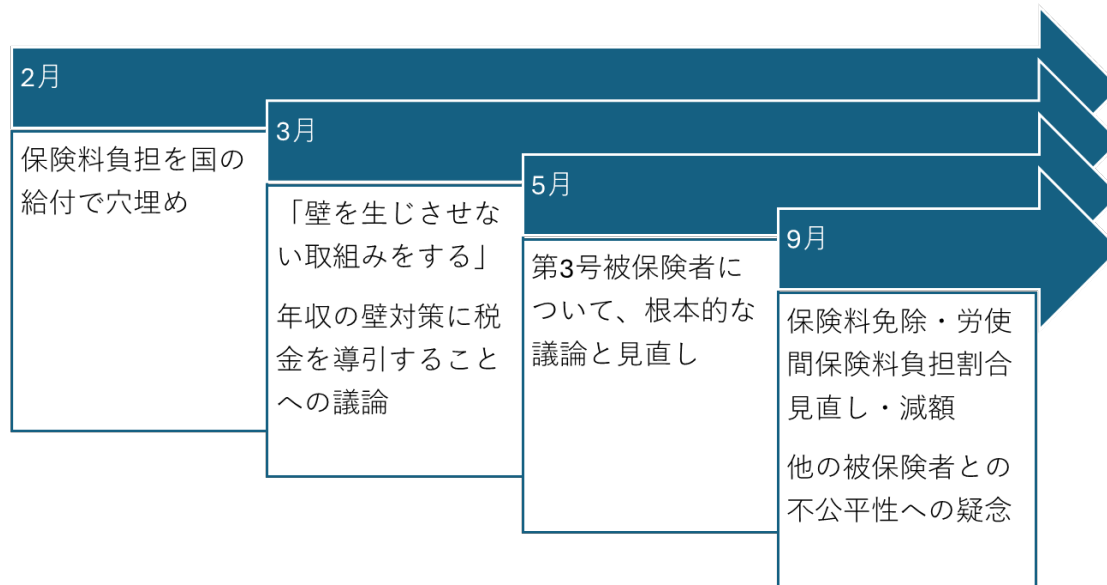
本章では、保険料負担を国からの給付で穴埋めするという案で始まり、最終的に106万円の壁については労働者の受け取る賃金が目減りしないよう事業主が務めることへの助成金を用いたインセンティブ付け、130万円については部分的に扶養から外れることを免除するという方法へと議論が展開されてきた流れを詳しく説明する。

ここまでで見てきたように、年収の壁・支援強化パッケージについては2023年10月に

始まったため、3～6つ目の視点からの評価が現状では不可能である。そのため、本章ではどのような過程を経て本政策が設計されてきたのかについて注目し調査した。

まず、社会保障審議会年金部会と労働政策審議会の議事録や各新聞社等による記事を基に議論の流れを確認し、図9にまとめた。

図9 議論の流れ



出所 筆者作成

図9で示した議論の流れを総括すると、主に保険料を国が負担すること、保険料を免除すること、労使間の負担割合を変更すること、専業主婦を前提としている第3号被保険者の根本的な改革の必要性について議論が行われていた。その一方で、現在の保険料が、年収が106万円と130万円を超えると手取り賃金が一気に目減りしてしまうという欠陥のある料金設定となっている点についての議論は行われていなかった。

ここからは2月、3月、5月、9月のそれぞれについてどのような議論が行われていたのかをより詳しく説明する。

### 2月の議論

TBS (2023)によると、2月時点で政府・与党内議論で年収130万円を超えた人にかかる社会保険料を一定期間、国が給付する形で穴埋めする案が見られた。このような方策は実際には取り入れられていないが、この議論は年収の壁・支援強化パッケージにおける社会保険適用促進手当とキャリアアップ助成金に反映されているようにうかがえる。また、

NHK（2023-a）によると、岸田首相が衆議院予算委員会にて、パートタイム労働者などが本人の希望に応じて収入を増やしていけることが重要であり、幅広く検討していきたいと述べていた。これは年収の壁・支援強化パッケージの政策目的と同じ内容であり、議論の当初の目的が実際の政策目的に反映されている。

### 3月の議論

次に、3月の衆議院予算委員会の議論内容と、同月に発表された西沢（2023）の論点を紹介する。西沢（2023）は、3月2日の参議院予算委員会で、就労調整問題を解決することを目的として、パート主婦本人に現金給付を行うという案について議論されていたとした。そしてこの案に対しては、（1）貯蓄の性格を持っている年金の保険料を、税を財源として政府が補填することに対する合理性、（2）第3号非保険者のパート主婦に相当する371万人に対して補填を行う財源を確保することの現実的な問題、（3）収入にかかわらず第1号被保険者となり自身で国民年金保険料と国民健康保険料を負担している国民との公平性の、以上3点の論点が提唱された。

第211回国会参議院予算委員会第3号の議事録を見ると、令和5年3月2日に西田参議院議員は、働き控えを阻止するための方策の案として、「配偶者のあるなしにかかわらず、一定範囲の年収、例えば大企業にお勤めの場合、所得百六万から百十九万までは十五万円を給付、百二十万円から百三十四万円は十万円給付といったように、所得水準に応じた階段型」の給付を提言している。また、その根拠として「野村総研の試算によれば、計四千三百億円の時限的な給付によりGDPは八・七兆円増え、税収は給付総額をはるかに上回る約七千九百億円増えるとの試算もあります。給付よりも大きな税収増ということですから。」と述べている。

2月の議論と同様に、この意見は、労働者個人ではなく企業への助成金という形として年収の壁・支援強化パッケージにおける社会保険適用促進手当とキャリアアップ助成金に反映されているようにうかがえる。しかし、木内（2023）では、（1）4万円の定額所得減税と扶養家族一人当たり4万円の給付、（2）住民税非課税世帯への7万円の給付（既に実施した3万円と合計すれば10万円）、（3）住民課税・所得税非課税世帯への7万円の給付（既に実施した3万円と合計すれば10万円）、（4）所得税も住民税も収めているが、納税額が4万円未満で4万円の定額減税の恩恵を十分に享受できない個人に合計4万円の減税と給付金、を時限的に行った場合に1年間でGDPが0.12%押し上げられるとしている。実際に予算委員会内の「時限的な給付」という発言の基となった文献を確認することはできないが、西田議員の提示した根拠が社会保険適用促進手当とキャリアアップ助成金にも当てはまっていると断言することはできない。

## 5月の議論

東京新聞(2023)によると、5月には、岸田首相が記者会見で（額面）106万円の壁を越えても手取りの逆転を生じさせない取り組みの支援などをまず導入する、と発言した。さらに制度の見直しに取り組むとも発言していた。また、年金部会の委員によると、第3号被保険者制度を巡り、根本にまで踏み込んだ議論を行い、一定の見直しの方向性を部会で示していかなければならないという意見が見られた。

## 9月の議論

読売新聞(2023)は、年収の壁・支援強化パッケージが開始される直前の9月21日に行われた第7回社会保障審議会年金部会で議論された4つの案を紹介している。

1つ目は、年収106万円の壁で手取りが減った労働者の保険料負担を一定の収入を超えるまで免除する案である。なお、この案の課題として、保険料の負担免除が終了した時点で労働者の手取りが減るため、「新たな壁が生じる」ことが指摘されている。実際にはこの案は10月に開始したパッケージには取り入れられていない。2つ目は労使折半となっている厚生年金保険料を見直し、労働者本人の負担割合を軽減して事業主の負担割合を上げる案であり、3つ目は労使双方の負担割合を軽減する案である。そして4つ目は、保険と年金の給付について、労使の負担に応じ報酬比例部分のみ減額する案が出た。なお、これらも今回は採用されなかった。

その他の点では第3号被保険者制度の見直しについての意見が目立つが、やはり今回の制度開始の際には実現されなかった。しかし本稿5章にて述べている通り、第3号被保険者制度の見直しに関しては厚生労働省から様々なデータが提出され検証されている。今後の制度改正の際に取り入れられることを期待する。

## 5. 他の選択肢

2023年より開始された年収の壁・支援強化パッケージでは助成金を多分に利用しているが、財政赤字が深刻な問題となっている現状において、助成金に頼らない方法をここで検討する。またここままで繰り返し述べてきたように、年収の壁は保険料の設定の欠陥により生じた問題であり、保険制度そのものを見直して抜本的な改革を行うべきではないか。本章では、施策の代替案を2つ提案する。

### 5. 1. 第3号被保険者制度の見直し

第7回社会保障審議会年金部会でも議題に上がっていたが、第3号被保険者制度は夫の

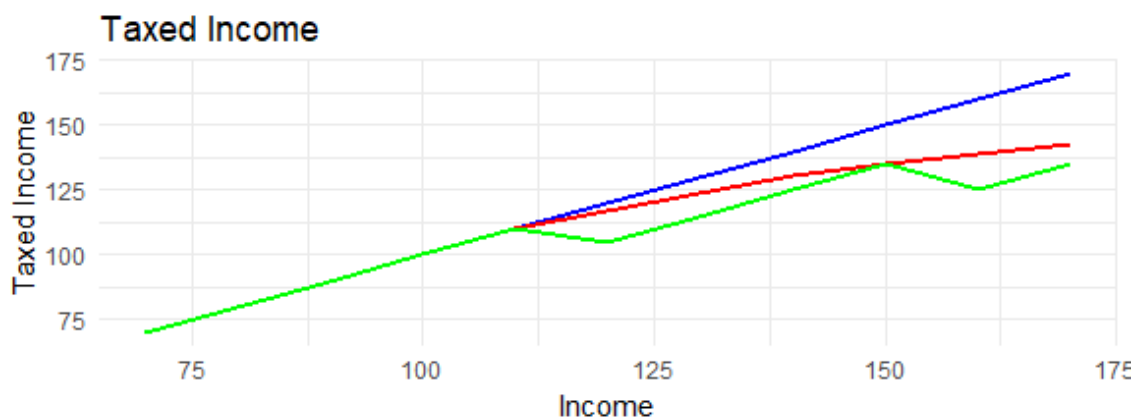


収入によって生活している主婦を想定しており、近年の女性の働き方とミスマッチする部分が見られる。厚生労働省によると女性の就業率は全体的に上昇傾向にある。また、昭和60年と比較し、令和4年時点ではM字カーブが改善し台形に近づいており、全ての年齢階層で労働力率が上昇している。このように、女性の働き方は変化しており、106万円まで保険料を免除している現在の制度を変更することが考えられる。これにより、第3号被保険者以外の保険者との公平性も改善できる。

## 5. 2. 保険料を累進制にする

中里（2023）は、一定の所得基準を超えた分の所得に対してのみ保険料を課すといったように、保険料の賦課を累進性にするという考えを示している。図10は、異なる課税方法ごとによる課税後所得のイメージ図である。図10において、青線を賃金の額面、緑線を現在の保険料制度の下での保険料課税後の手取り賃金、赤線を保険料が累進的に課された場合の手取り賃金として表している。累進課税にした場合、図10で見られるように給料が目減りする地点がなくなり、就業調整のインセンティブを減らすことができると考えられる。

図10 累進保険料における手取り賃金の変化



出所 筆者作成

## 3. 結論

年収の壁・支援強化パッケージは、「人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働

者が『年収の壁』を意識せず働くことができる環境づくりを支援する」という明確な目的の下に設計が進められ、導入された。

6つの視点から見た評価では、政策目的の設定は明確に行われており、政策の体系化については整理されているが103万円の壁への検討もするべきである。

そして、政策設計の過程では、保険料を国が負担する、保険料を免除する、労使間の負担割合を変更する、第3号被保険者の根本的な改革の必要性などについて、一定の根拠が示されながら議論が進められてきた。

しかし、現行のパッケージには、財政赤字が問題となっているにもかかわらず助成金に頼っている面が大きいことや、年収の壁の大きな要因である働き控えの元凶となった保険制度の改革が行われていない、といった問題があり、今後も根拠に基づいた議論を行い改良し続けていくべきである。

## 参考文献

- 朝日新聞デジタル. “「年収の壁」問題、見直し議論スタート 減免策検討に慎重意見も”. 朝日新聞. 2023 年 9 月 21 日.  
(<https://www.asahi.com/articles/ASR9P6J0FR9PUTFL005.html>), (参照 2023-12-14).
- 岩本康志, 2020. “第 4 章 個別事例分析で抽出された課題”. EBPM (証拠に基づく政策形成) の取組と課題 総合調査報告書 (Evidence-Based Policymaking: Current Status and Issues) , pp73-84.
- 風間春香. “「年収の壁」解消の経済効果— 就業者約 70 万人分の労働時間増加余地—”. みずほりサーチ&テクノロジーズ. 2023 年 3 月 30 日. <https://www.mizuhort.co.jp/publication/report/research/express/2023/express-jp230330b.html>, (アクセス日: 2023 年 12 月 1 日)
- 木内登英. “減税・給付の総額は 5.1 兆円、GDP 押し上げ効果は +0.19% : 費用対効果は高くない (経済対策推計アップデート)”. 野村総合研究所.  
<https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2023/fis/kiuchi/1030>, (アクセス日: 2024 年 1 月 31 日)
- 厚生労働省-a. “年収の壁・支援強化パッケージ”. 厚生労働省.  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html), (アクセス日: 2023 年 12 月 1 日)
- 厚生労働省-b. “第 3 号被保険者制度について”. 厚生労働省.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001174760.pdf>, (アクセス日: 2024 年 1 月 31 日)
- 近藤絢子. “「年収の壁」問題の視点 「103 万円の壁」過剰に意識”. 独立行政法人経済産業研究所. 2023 年 9 月 22 日. 経済  
<https://www.rieti.go.jp/jp/papers/contribution/kondo-ayako/01.html>, (アクセス日: 2023 年 12 月 1 日)
- 第 211 回国会 参議院 予算委員会 第 3 号 令和 5 年 3 月 2 日.  
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121115261X00320230302&current=2>, (アクセス日: 2024 年 1 月 31 日)
- 東京新聞 TOKYO web. “「年収の壁」議論、今より不公平感が強まる政府案に批判の声 制度の見直しも容易ではなく”. 東京新聞. 2023 年 5 月 23 日.  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/251710>, (2023-12-14)

- 中里孝, 2023. 「社会保険の壁」と「就業調整」. *調査と情報= Issue brief*, (1218), pp.1p-1.
- 西沢和彦. 社会保険がもたらす就労調整回避策としての現金給付案の論点. 2023年3月14日, 東京財団政策研究会.  
<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4213>, (2023-12-14)
- 読売新聞オンライン. “「年収の壁」問題、解消に「保険料免除」など複数案…「不公平感が非常に強い」と懸念の声も”. 読売新聞. 2023年9月22日.  
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20230921-OYT1T50372/>, (2023-12-14).
- NHK 政治マガジン-a. “政府“年収の壁”対応検討へ 所得税「N分N乗方式」とは何?”. NHK. 2023年2月2日.  
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/95222.html>, (2023-12-14)
- 「年収の壁」対策を10月から実施 何が変わる? 解説. NHK, 2023年9月28日, NHK 政治マガジン-b. <https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/102483.html>, (2023-12-10).
- TBS NEWS DIG Powered by JNN. 人手不足にも…「年収130万円の壁」岸田総理が解消を検討 社会保険料を一定期間国が給付する案が浮上. TBS. 2023年2月1日. <https://newsdig.tbs.co.jp/articles//306961?display=1>, (2023-12-14)